

定型約款に関する規定の適用に対する「反対の意思表示」について

定型約款に関しては、施行日前に締結された契約にも、改正後の民法が適用されますが、**平成30年(2018年)4月1日から、施行日前(平成32年(2020年)3月31日まで)**に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用されないこととされています(改正法附則第33条第2項・第3項参照)。

反対の意思表示に関するご注意

- ※ 反対の意思表示がされて、改正後の民法が適用されないこととなった場合には、施行日後も改正前の民法が適用されることとなります。もっとも、改正前の民法には約款に関する規定がなく、確立した解釈もないため、法律関係は不明瞭と言わざるを得ません。改正後の民法においては、当事者双方の利益状況に配慮した合理的な制度が設けられていますから、**万一、反対の意思表示をするのであれば、十分に慎重な検討を行っていただく必要があります。**
- ※ 契約又は法律の規定により解除権や解約権等を現に行使することができる方(契約関係から離脱可能な者)は、そもそも、反対の意思表示をすることはできないこととされていますので、ご注意ください。
- ※ 反対の意思表示は、**書面やメール等により行う必要があります。**書面等では、後日紛争となることを防止するため、明瞭に意思表示を行うようご注意ください。